「令和４年度　地域包括支援センター職員研修業務委託」

受託候補者特定に係る実施要領

　（趣旨）

第１条　健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第10条第１項第４号の規定に基づき、「令和４年度　地域包括支援センター職員研修業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第２条　実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務

説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

(1) 当該事業の概要・基本計画等

(2) プロポーザルの手続き

(3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

(4) 評価委員会及び評価に関する事項

(5) その他必要と認める事項

　（提案書の内容）

第３条　提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

(1) 業務実施体制

(2) 高齢者福祉、地域福祉情勢・政策・制度等への理解度

(3) 企画研修

(4) 応募者の実績等

(5) 参考見積書

(6) その他当該業務に必要な事項

　（評価）

第４条　プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 研修実施にあたって情勢・政策等への知識・理解

(2) 企画研修に対する評価

(3) 応募者の実績・経験・実践力等

(4) ワークライフバランスに関する取組

(5) 障害者雇用に関する取組

(6) 健康経営に関する取組

２　プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

３　提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

４　特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

　（プロポーザル評価委員会）

第５条　プロポーザル評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2）評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(3) 評価の集計及び報告

(4) ヒアリング

２　委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

　　　委員長　　健康福祉局企画課長

　　　副委員長　健康福祉局高齢健康福祉課長

　　　委員　　　健康福祉局地域包括ケア推進課長

健康福祉局高齢在宅支援課長

健康福祉局地域支援課長

３　委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

４　評価委員会は、委員の５分の４の出席をもって成立する。

５　委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第６条　健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会は、プロポーザル評価委員会から評価結果の報告があったときは、健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

　　附　則

　この要領は、令和３年11月19日から施行する。